

## 不審電話に関する事例

### 事案①

4月14日（木）正午頃、市役所職員を名乗る男性から82歳女性の被保険者宅へ電話があった。「医療費の還付金があるので手続のため、通帳・通帳の印鑑キャッシュカード・携帯を持って銀行へ行くように」と言われた。

その後、銀行員を名乗る男から電話があったが「息子が帰って来ないと銀行に行けない」と伝えると電話は切れた。女性が帰ってきた息子に電話の内容を伝えたところ、不審に思った息子が翌日市役所へ電話をし、本事案が発覚した。

### 事案②

4月15日（金）10時半頃、高鍋町在住の80歳男性の被保険者宅に、役場保険課職員「スズキ」と名乗る若い男から電話があった。「平成25年からの医療還付金が58,000円発生している。通知を送ったが、郵便局が手違いで発送を怠ったため、手続の期限が過ぎた。この電話で口座番号を教えれば、すぐ手続が出来る。」という内容であった。

被保険者が「郵便局が発送を怠るのはおかしいし、なぜ

郵便局ではなく役場の者が電話してくるのか。」と言い、  
「本当に役場の職員なのか。」と聞くと、電話を切られた。

また、「スズキ」と名乗る男は、終始威張った感じで話を  
していた。そのため、被保険者も最初から不審に思っており、  
役場に来庁して改めて確認し、本事案が発覚した。

**不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。**

**問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合**

**0985-62-0921（業務課）**